

平成23年10月11日

J I S 認証取得者各位

東京都千代田区内神田2丁目10番12号
(内神田すいすいビル)
社団法人 日本下水道協会
理事長 安中徳二(公印省略)

認証維持料改定に係る認証審査費用算定要領改正について（お知らせ）

拝啓 貴社ますます御隆昌のこととお慶び申し上げます。

日頃、本協会のJIS認証業務運営等につきまして多大な御協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、本協会のJIS認証業務は、平成17年12月に国の登録認証機関となりまして6年目を迎えましたが、お陰様で、この間、製品の使用者や認証取得者からの異議や苦情をはじめ紛争の申立もなく運営できていますのは、貴社をはじめ認証取得者各位のご協力の賜と感謝申し上げます。

さて、我が国の経済は、経済再生に向けた諸施策は講じられているものの、その成果がなかなか見えない状況にあります。

このような状況の中で、審査費用に係る認証維持料を改定するのは非常に申し訳ありませんが、他の登録認証機関の多くが、毎年、認証維持料を請求しており、本協会のように最初に認証した1年間及び定期の認証契約を更新した1年間は適用しないとしている登録認証機関は余り見あたらないことから、平成24年4月1日より、下記のとおり「JIS認証審査費用算定要領」を改正させていただくことになりました。

つきましては、本協会のJIS認証につきましては、今後とも認証取得者各位をはじめ、下水道事業者、認定工場等広く一般社会から信頼を得られますように努めてまいりますので、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

このことにつきましては、本協会ホームページにも掲載して公表していくことにします。なお、ご不明な点がございましたら、認証審査課(電話03-6206-8417)までお尋ね下さい。

敬 具

記

旧要領	新要領
第8条 認証維持料は、1年単位に、認証契約(更新を含む。)ごとを1件とし、別記06-1に掲げる金額とするものとする。 <u>ただし、最初に認証した1年間及び定期の認証契約を更新した1年間は適用しないものとする。</u>	第8条 認証維持料は、1年単位に、認証契約(更新を含む。)ごとを1件とし、別記06-1に掲げる金額とするものとする。

「参考」

別記06-1

認証に係る各費用の金額一覧

手数料等の項目名		条 件	1件当たりの金額(消費税込み。)
1	申 込 料		10,000円
2	工 場 審 査 料	既 J I S 認 証 取 得 工 場	200,000円/工場・日
		I S O 登 録 工 場	200,000円/工場・日
		上記以外(データ活用なし)	300,000円/工場・日
3	製 品 試 験 料	第 5 条 の 場 合	委託試験機関からの請求額
4	製 品 抜 取 料	別途に出向かなければならない場合	実 費
5	認 証 登 録 料		50,000円/工場
6	認 証 維 持 料	基 本	50,000円/工場・製品・年
		2工場及び/又は2事業場以上	基本 + 10,000円/工場・年
		2製品以上	基本 + 5,000円/製品・年
7	認 証 書 再 発 行 料		10,000円/枚
8	財 務 諸 表 等 資 料 請 求 料	前 納	実 費

※ 詳しくは、社団法人日本下水道協会 J I S 認証審査費用算定要領をご覧ください。